

みやこ

京・暮らしの安心安全情報 第144号

京都市消費生活総合センター



～ 目 次 ～

- 行政書士による「無料相談会」！（1面）
- 身に覚えのない商品の送り付けトラブルに注意！！（2面）
- 1月のイベントのお知らせ！（3面）
- オレオレ詐欺に注意！！／年末年始の休業について（4面）

暮らしの困りごとについて、お気軽にご相談ください！

行政書士による「無料相談会」！

京都市では、行政書士による無料相談会を京都府行政書士会との共催で実施しています。相続、遺言、成年後見、役所への手続など、幅広くご相談いただけますので、ぜひご利用ください！



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

こんなお悩み、ありませんか・・・？

突然、親が亡くなってしまった。遺産相続の手続はどうしたらいい？

遺言書って、どうやって残したらいいんだろう？

親の認知症が進み、お金の管理が難しくなってきた

事前申込不要
(先着順受付け)

今後の相談会の予定

北区役所

日程	令和7年12月25日(木)	令和8年2月26日(木)
日程	令和8年1月22日(木)	令和8年3月26日(木)
時間	午後2時～午後4時	

下京区役所

日程	令和8年1月8日(木)	令和8年3月12日(木)
日程	令和8年2月12日(木)	
時間	午後2時～午後4時	

上京区役所

日程	令和8年1月15日(木)	令和8年3月19日(木)
日程	令和8年2月19日(木)	
時間	午後2時～午後4時	

南区役所

日程	令和7年12月25日(木)	令和8年2月26日(木)
日程	令和8年1月22日(木)	令和8年3月26日(木)
時間	午後2時～午後4時	

左京区役所

日程	令和8年1月13日(火)	令和8年3月10日(火)
日程	令和8年2月10日(火)	
時間	午後2時～午後4時	

右京区役所

日程	令和8年2月10日(火)	
時間	午後2時～午後4時	

中京区役所

日程	令和8年1月20日(火)	令和8年3月17日(火)
日程	令和8年2月17日(火)	
時間	午後2時～午後4時	

東山区役所

日程	令和8年1月15日(木)	令和8年3月19日(木)
日程	令和8年2月19日(木)	
時間	午後2時～午後4時	

山科区役所

日程	令和8年1月20日(火)	令和8年3月17日(火)
日程	令和8年2月17日(火)	
時間	午後2時～午後4時	

西京区役所(西庁舎)

日程	令和8年1月20日(火)	令和8年3月17日(火)
時間	午後2時～午後4時	

伏見区役所 洛西支所

日程	令和8年2月17日(火)	
時間	午後2時～午後4時	

伏見区役所

日程	令和8年1月22日(木)	令和8年3月26日(木)
時間	午後2時～午後4時	

身に覚えのない商品の送り付けトラブルに注意！！

全国の消費生活センターに「身に覚えのない商品が突然届いた」という相談が寄せられています。特に代引きサービスや着払いでの届く荷物には注意が必要です。

年末にかけて、このようなトラブルが増加する可能性がありますので、特に注意してください。

相談事例

【事例1】

大手通販サイトから家族宛てに荷物が届いたので受け取った。

家族に確認したところ注文した覚えが無いと言う。

受け取った商品はどうしたらいいか。



【事例2】

通販サイトから自分宛てに代引きで荷物が届いた。

不在にしていたので、代わりに家族が代金を支払い、荷物を受け取った。

開封して内容を確認したところ、全く注文した覚えのない商品だった。

支払ってしまった代金を返金してほしい。

アドバイス！

- ・身に覚えのない商品が届いた場合は、まず家族や友人を含めて本当に注文した覚えが無いかを確認をしましょう。
- ・注文や契約をしていないにもかかわらず、事業者が金銭を得ようとして一方的に送り付けた商品については、消費者が処分することができます。
その場合、商品を開封・処分しても、消費者に支払い義務は生じません。
- ・代引きサービスや着払いでの届けられる荷物を受け取ってしまうと、返金を求めることが困難な場合もありますので、特に注意が必要です。
荷物を受け取る前に必ず差出人を確認し、身に覚えがなければ、念のため差出人の事業者名や連絡先を控え、受け取りを拒否しましょう。
家族宛てなど、受け取るべきかその場で判断できないときは、すぐに支払いをせずに配送業者に事情を説明し、荷物を一旦持ち帰ってもらうのも一つの方法です。
- ・誤って、金銭を支払ってしまった場合や、トラブルに遭った際には
消費生活センターや消費者ホットライン「188（いやや！）」に相談しましょう。

1月のイベントお知らせ！

「消費者力パワーアップセミナー2025（第2期）」 ～消費者力の向上を目指して～

＜講座①＞「これから」の人生を自分らしく彩る「終活」

本講座では、トラブルを未然に防ぐために事前に知っておくべき財産のこと、金融犯罪の手口や、エンディングノートの活用方法などを中心に終活のポイントを紹介します。

講師：金森 茂也さん（金融経済教育推進機構（J-FLEC）講師）



＜講座②＞初心者のためのスマホ・ケータイ安全教室【体験型】

これから購入を検討されている方や基本的な操作を学びたいスマートフォン初心者の方へ、教材としてスマートフォンを1人1台貸し出したうえで、わかりやすく初步的な使い方をお伝えします。

また、スマートフォンで「特殊詐欺」の体験と特殊詐欺等の対策を学びます。

講師：KDDI株式会社認定講師

【日 時】令和8年1月27日（火） 講座①10:00～11:30

講座②14:00～16:00



【場 所】コープ御所南ビル 4階会議室（京都市中京区蒔絵屋町258）

【定 員】会場参加の方：各回20名 ※先着順・要申込み

オンライン参加の方（講座①のみ）：100名（Zoom） ※先着順・要申込み

【参 加 費】無料

【申込期間】令和8年1月5日（月）～1月23日（金）

【申込方法】会場参加の方：氏名、電話番号及び参加希望の回を記載し、HP、メール又はFAX。

オンライン参加の方（講座①のみ）：氏名、電話番号、メールアドレス及び参加希望の回を記載し、HP、メール又はFAX。

【申込先】NPO法人コンシューマーズ京都（講座①・②共通）

HP：<https://consumers-kyoto.net/>

FAX：075-251-1003

メール：info@consumers-kyoto.net



左記の二次元コードから
お申込みいただけます。

件名は「パワーアップセミナー申込み」とし、上記と同様の事項を記載してください。

各種専門家による「不動産無料相談会」

弁護士や司法書士、税理士などの各種専門家が、不動産問題全般についてお答えします！！

【日時】令和8年1月28日（水）・午前の部 9:30～12:30（受付：9:30～正午）

・午後の部 13:30～16:30（受付：13:30～16:00）

【相談員】弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、税理士、宅地建物取引士、一級建築士

【会場】中京区総合庁舎4階 第1会議室（地下鉄二条城前駅 下車徒歩3分）

【定員】午前の部15組／午後の部15組（各予約先着順）

【相談時間】約30分（案件ごとに異なる）

【申込期間】令和8年1月9日（金）～1月23日（金）

【申込方法】氏名、電話番号、希望の相談枠、相談内容を記載しHP又はFAX



← 詳細・申込み
はこちら！！

息子をかたるオレオレ詐欺に注意！！

京都府下において、息子をかたるオレオレ詐欺の電話が多数かかっています。

詐欺の犯人は、「風邪をひいて声の調子がおかしい」「携帯電話を洗濯してしまい、借りた携帯電話から電話しているので、携帯電話の番号が違う」「不倫をして慰謝料を請求されている」などと嘘を言って現金をだまし取ります。

被害に遭わないために、以下のような対策をしてください。

○電話でお金の話が出たら、一旦電話を切り、すぐに家族や警察に相談する。

○犯人から電話を受けないように対策

(固定電話の場合は国際電話の利用休止、携帯電話の場合は迷惑電話対策アプリ)

詐欺の犯人は、「息子」「警察」「行政機関」「通信事業者」など様々な役柄を演じて電話をかけてきます。

そして、「犯罪」「逮捕」などといった言葉で脅して恐怖心をあおり、正常な判断ができないようにさせて現金や金地金、暗号資産などをだまし取ります。

京都府警察では、しっかりと特殊詐欺の手口を知っていただき、「特殊詐欺の被害に遭わない力」を身に付けていただくため、実際にあった詐欺電話を録音した「特殊詐欺の犯人の声」を公開していますのでご案内します。

[京都府警察／犯人の声を公開](#)



左記の二次元コードからでも
詳細を確認できます。

年末年始の相談窓口についてのお知らせ

京都市消費生活総合センターでは、令和7年12月27日から令和8年1月4日まで相談業務を休業します。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

京都市消費生活総合センター

075-366-1319 (消費生活相談専用)

075-366-1316 (多重債務相談専用)

075-366-2250 (各種相談会の問合せ)

相談受付時間
月～金 (祝・休日を除く)
午前9時～午後5時



〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> Xアカウント @kyoto_soudan



*土日祝休日（年末年始を除く。）の緊急時の御相談は、

消費者ホットライン 188 (局番なし) 午前10時～午後4時 (電話相談のみ)

※ 独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。



この印刷物が不要にな
れば「雑がみ」として古紙
回収等へ！

京都市文化市民局文化市民部消費生活総合センター
令和7年12月発行 京都市印刷物 第071783号